

## 計算書類の注記

### 1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

#### (1) 引当金の計上基準

##### 徴収不能引当金

金銭債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

##### 賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

##### 退職給与引当金

公益財団法人私立大学退職金財団(以下「財団」という。)加入者については、期末要支給額の100%を基に、財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額とを調整した金額を計上している。静岡県私学退職金社団(公益社団法人静岡県私学協会、以下「社団」という。)加入者については、期末要支給額が社団からの交付金と同額であるため計上していない。ただし、社団加入者のうち、大学教員及び事務職員については、本法人退職金給付規程により財団の規定に基づく金額を退職金として支給するため財団の交付率により算出した額との差額を計上している。また、役員及び中・高等学校の教職員で社団が定めるみなし退職年齢以上の者については、期末要支給額の100%を計上している。

#### (2) その他の重要な会計方針

##### 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金及び仮払金に係る収入と支出は部門ごと相殺して表示している。

### 2. 重要な会計方針の変更等

#### (1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

#### (2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 9,631,201,278 円
4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 5,184,169 円
5. 担保に供されている資産の種類及び額 なし
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
8. セグメント情報

(単位 円)

科目	セグメント	大学	中学校・高等学校	その他	合計
教育活動収入計		2,246,768,855	1,348,387,524	0	3,595,156,379
教育活動支出計		2,524,362,514	1,344,315,853	76,806,636	3,945,485,003
教育活動収支差額		△277,593,659	4,071,671	△76,806,636	△350,328,624
教育活動外収支差額		2,904,893	1,906,188	45,791	4,856,872
経常収支差額		△274,688,766	5,977,859	△76,760,845	△345,471,752
特別収支差額		△71,717,320	△27,850,232	△2,463,281	△102,030,833
基本金組入前当年度収支差額		△346,406,086	△21,872,373	△79,224,126	△447,502,585
基本金組入額合計		△54,036,251	△100,280,130	△206,317	△154,522,698
当年度収支差額		△400,442,337	△122,152,503	△79,430,443	△602,025,283

(注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学」「中学校・高等学校」「その他」に区分している。「大学」には、静岡産業大学を含んでいる。「中学校・高等学校」には、静岡学園中学校、静岡学園高等学校を含んでいる。「その他」には、学校法人部門を含んでいる。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務      なし
10. 子法人に関する事項      なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項      なし
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項      なし
13. 学校法人間の財務取引      なし
14. 重要な後発事象      なし
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項      なし